

## 千葉県住宅政策審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県住宅政策審議会設置条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、千葉県住宅政策審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議招集の通知)

第2条 会長は、会議の開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び審議事項を、委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由のある場合は、この限りではない。

(関係者の出席等)

第3条 会長は、条例第8条の規定に基づき、関係者から意見若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めようとするときは、あらかじめ当該関係者にその旨を通知しなければならない。

(会議等の公開)

第4条 会議は原則として公開とする。

2 会議の公開及び会議録の作成については、千葉県附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成12年10月1日施行）の定めるところによる。

(専門委員会の設置)

第5条 条例第7条第1項の規定に基づく専門委員会（以下「委員会」という。）は、会長が審議会に諮って設置する。

(専門委員会の運営)

第6条 委員会の審議事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 委員会の招集については、第2条の規定を準用する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

4 委員長は、その委員会において調査審議した結果を、審議会に報告しなければならない。

5 委員会の会議及び会議録については、第4条の規定を準用する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会及び委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成8年7月30日から施行する。

2 この規程は、平成15年1月28日から施行する。